



2023年7月11日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 代表取締役最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

J Trust Asia がGroup Lease PCLに対して再度会社更生手続を申請

当社グループの持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL（以下GL）は2023年7月10日、日本の上場企業であるJトラスト株式会社（8508）の子会社であるJ Trust Asia Pte. Ltd（以下JTA）がタイ中央破産裁判所に対して会社更生手続を申し立てたとの通知を2023年7月8日に受けたとタイ証券取引所に開示しましたのでお知らせします。

JTAは、2018年1月10日にGLに対して会社更生手続の申立てを行いました。裁判所により棄却、判決は確定しております。GLはその申立てにより被った損害の賠償を求めており、現在も訴訟が係属しております。また2023年4月20日にJTAはGLに対する会社更生の申立てを行いました。2023年4月25日にJTAは申立てを撤回し、裁判所は申立ての不受理を決定しております。

本件以降もGLは従来同様の通常業務を行うことが可能です。過去の申立てに関して裁判所が判断したように、当社は毎四半期毎にGLが十分な資産を有しており破産状態にないことを確認しております。当社はJTAが根拠のない申立てを行っていると考えており、本件に対して生じる影響に関してもGLがJTAに更なる損害賠償を求めていくことを支援してまいります。

GLの開示した内容の原文はこちらのURLをご参照ください。

<https://grouplease.international/newsroom/0799NWS100720231813030041E.pdf>

下記に内容を日本語訳しお知らせいたします。

参照：GL 17/2023

2023年7月10日

件名：当社に対する会社再生手続の請求書提出に関するお知らせ

宛先： タイ証券取引所 社長殿

Group Lease PCL（以下「当社」）は、2023年7月8日にJ Trust Asia Pte. Ltd.（以下「JTA」）が当社に対する会社更生手続きの請求を2023年6月30日中央破産裁判所に（以下「裁判所」）に提出したことについての通知を受けたことをお知らせします。裁判所はこの申立てを受け2023年8月28日に審議を予定しています。

当社は、当社の資産が負債を上回っており、支払い不能状態にはないことをお知らせします。そのため当社はJTAが行っている数多くの訴訟と同じく、裁判所に対してそのような申立てを却下されるよう異議申立てを行います。また、当社は、法律、規則、規制、および良好な企業統治ガイドラインに従って、通常通り業務を運営し続けます。当社はJTAとその関連会社に対し、このような行いにより引き起こされた如何なる損害に関しても、法的処置を実行する権利を留保していることをお知らせします。本件に関して進展があった際には、タイ証券取引所を通じて直ちに公開いたします。

新たな情報をもたらされました際は、改めてお知らせいたします。

以上、謹んでお知らせいたします。

此下 竜矢
Deputy Chief Executive Officer